平成２２年（フ）第１２２号
埼玉県新座市栄１丁目１番４号、旧住所埼玉県新座市栄４丁目２番26号
債務者　宮崎　和男
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
さいたま市中央区鈴谷３丁目10番25―102号、破産申立時の住所さいたま市桜区山久保１丁目17番26号　初穂マンション北浦和302
債務者　大形　雅美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
埼玉県加須市根古屋647番地８　コスモスプラザＡ101
債務者　國安　勇一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
埼玉県和光市下新倉２丁目４番20号　サンクエトワール106
債務者　伊藤一太郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館406号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中６丁目６番地　611号棟212号室
債務者　篠永　容子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５５号
兵庫県三田市三輪908番地
債務者　奥仲　初美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３９号
さいたま市緑区東浦和４丁目５番地12　グリーンヒルハイツ７　307
債務者　越智　優子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
埼玉県川口市芝新町17番５―302号　ローヤルシティ蕨第３
債務者　田村　愛美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
さいたま市大宮区大成町２丁目167番地
債務者　元木　和子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番22―705号
債務者　井上　諭子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目２番32―502号
債務者　水野　孝之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１２号
北九州市若松区東二島１丁目５番１号
債務者　藤本　静枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４７号
北九州市門司区稲積１丁目６番３号
債務者　中林　健介
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４８号
北九州市八幡東区田代町20番１号
債務者　北原　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字船場川原４番地３
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３６号
青森県十和田市大字三本木字上平206番地２県営住宅上平団地７―２号
債務者　水尻　和子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２５号
新潟県三条市横町１丁目３番19号　ハイツつかさ２―Ａ号室
債務者　佐野　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所三条支部